

**令和 7 年度女性活躍推進に関する広報・啓発活動業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

令和 7 年度女性活躍推進に関する広報・啓発活動業務委託の受託候補者を決定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和 7 年度女性活躍推進に関する広報・啓発活動業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

2, 280, 487 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (9) 企画提案競技への参加申込書を、「8 企画提案競技の方法（2）参加申込み」に示

す期限までに提出した者。

6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月 5日 (火) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和7年8月13日 (水) |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和7年8月20日 (水) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月27日 (水) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年9月3日 (水) ～ 9月8日 (月) |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票の提出 ※任意

当企画提案競技に関する質問は、質問票（様式1）により提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和7年8月13日 (水) 午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 質問への回答は、原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県の担当者が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式2）を提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和7年8月20日 (水) 午後5時（※必着）
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案の内容

以下の内容について提案を行うこと。

ア ハッシュタグキャンペーンの名称及びハッシュタグ名

キャンペーンの目的及びコンセプトを的確に表し、県民に分かりやすく浸透しやすいキャンペーン名称案及びハッシュタグ名の案を提案すること。

イ SNSを利用した広告案

最適な媒体、配信素材、配信方法、配信スケジュール、配信回数等を明記すること。

ウ ハッシュタグキャンペーンチラシのデザイン案

キャンペーンのコンセプトに基づき、対象となる夫婦や家族層の目にとまり、手に取ってもらえるようなものであること。

エ 景品の選定案

② 提出書類

ア 企画書（5部）

- ・ 提出する企画提案は、1案のみとする。
- ・ 提出する部数は5部とし、A4版（一部A3版を折り曲げて可）とする。縦向き、横向きは自由とするが、混在は避けること。

イ 見積書（原本1部、写し4部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙（様式3）により提出すること。

エ 類似業務の履行実績が確認できる資料（5部）※類似業務の履行実績がある場合

過去3年以内における類似事業の履行実績について、実施年度、委託者、受託金額、業務概要を記載した資料を提出すること。

オ 会社概要（既存のもので可）（1部）

③ 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照

④ 提出期限 令和7年8月27日（水）午後5時（※必着）

⑤ 提出方法 持参又は郵送

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査項目

以下の各項目について評価を行う。

① 内容構成力（とも家事・とも育ての重要性を浸透させることが期待できる内容か）

② 委託料提案額の妥当性（経費の積算は適当か）

③ 実施体制・業務実績（本業務の目的を達成するために必要なノウハウや体制が確立されているか。また、本業務を受託するに相応しい同程度以上の業務実績がある

か。)

(5) 選定方法

複数の審査員において、書面により提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年9月8日(月)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を聴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

(1) 著作権について

この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとし、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ② 団体等へ加入するための負担金
- ③ 租税公課(消費税及び地方消費税は除く。)

12 問合せ・提出先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課女性活躍推進室
男女参画・女性活躍推進担当 落合
- (3) 連絡先 TEL 0985-26-7040
FAX 0985-20-2221
E-mail joseikatsuyaku@pref.miyazaki.lg.jp